

# 「稼働年齢者能力活用状況点検表」記入要領

事項	点検内容	
1 加算	障害者加算、母子加算、児童養育加算が計上されている者について、それぞれの箇所に*が機械印字。	
2 就労阻害要因、状況等	傷病	就労を阻害する要因が傷病の場合に、「結核」、「精神」、「その他」のそれぞれ該当する箇所に「 」を記入。複数記入可。
	受診日数	前3箇月の平均月当たり受診日数を記入。複数の医療機関に通院している場合は、合計した日数を記入。
	障害	障害者手帳所持者についてm身体障害者の場合「身体」、精神障害者の場合「精神」、知的障害者の場合「知的」にそれぞれ「 」を記入。
	育児	小学校就学前の子がいる場合、保育所へ入所していない場合は「在宅」、保育所へ入所(里親等に預けている場合も含む)している場合は「保育所」へ「 」を記入。 小学校3年生までの就学児がいる場合で、学童保育へ通学している場合は「学童」へ「 」を、通学していない場合は「×」を記入。就学児の小学校3年生までの子がいらない場合は、記入しない。
	介護	同居者に要介護状態の者がいる場合に「 」を記入。
	その他	傷病、育児、介護以外の就労阻害要因がある場合に「 」をするとともに、「その他の内容」欄に具体的に記入する。
3 就労収入額	基礎控除対象となる就労収入額を機械印字。 自営業の場合は、必要経費控除後の金額。 「稼働年齢者能力活用状況点検表」出力時の翌月1日付けにおける収入認定額が印字。	
4 就労阻害要因あり、就労阻害要因なし	就労阻害要因の有無別に、「就労又は増収可」又は「就労又は増収不可」を判断のうえ、いずれかに「 」を記入。	
5 備考	主治医訪問等により把握した稼働能力の有無・程度及び把握した年月日等や、対象者の処遇方針及び支援援助経過、SVとCWとの個別ヒアリングにより能力判定や処遇方針等を検討するうえで必要と考えられる内容を記入。	
6 稼働能力の評価(ABC)	本表による点検結果等を基に総合的に判断のうえ稼働能力活用に対する評価を行い、問題がない場合「A」、やや不十分の場合「B」、不十分の場合「C」を記入。	